

# 第4章

---

## 目指すべき環境の将来像を 実現するための施策

---

ここでは、目指すべき環境の将来像を実現するために、本市における環境政策の基軸となる5つのテーマを掲げ、各テーマに設ける施策の柱ごとに、達成すべき目標と施策を示します。

## 4-1

# 施策の構成

本計画では、目指すべき環境の将来像を実現するための施策を以下のような構成で示しています。

### テーマ

- ▶ 目指すべき環境の将来像を実現するために、本市における重要性を踏まえ取り組むべき事項を5つの視点から捉えたもので、**茅ヶ崎市の環境政策の基軸**となります。
- ▶ 本計画では、これら**5つのテーマ**ごとに施策を展開していきます。

### 施策の柱

- ▶ 各テーマで取り組むべき事項について、特に重要となる点を柱立てしたものです。
- ▶ 本計画では、この施策の柱ごとに、**特に力を入れる施策（重点施策）とその推進を支え補完する施策**を挙げるとともに、これらを進めることによって**到達すべき目標**を掲げています。また、目標の達成状況を把握し、進捗を管理していく課として、**目標担当課**を設定しています。

### 重点施策

- ▶ 重要性、緊急性、協働の可能性や他の施策への波及効果の観点から、特に優先的に取り組むべき事項、計画全体の進捗を牽引していく取り組みとして絞り込まれた施策です。
- ▶ 重点施策については、**具体的な内容**、施策を実施していく**施策実施担当課**、施策ごとの**実施主体**及び計画期間内での**実施スケジュール**を示すことにより、施策の確実な推進を図ります。
- ▶ 個々の重点施策については、毎年、年度ごとの取り組み内容と取り組み目標を検討、公表することにより、施策の推進を担保します。また、市民への意見募集を行い、次年度の実施内容に反映していきます。  
(詳細については後述の「第5章 計画の確実な推進のために」を参照。)

### 重点施策の推進を支え、補完する施策

- ▶ 重点施策を推進していく上で間接的に必要となる施策や、目指すべき環境の将来像の実現に向けて、**重点施策を側面から補完するため各担当課が進めていくべき施策**です。
- ▶ これらの施策については、施策の進捗をチェックするための指標を設け、**担当課**が中心となって管理していくことにより、施策の確実な推進を図ります。

## 4-2

# 目標と指標について

本計画では、目指すべき環境の将来像の実現に向け、各テーマの施策の柱ごとに目標を設定しています。

目標年度は、本計画の目標年次である平成32年度(2020年度)を基本としていますが、関連する計画や取り組み等との整合を図るため、達成年度を平成32年度(2020年度)より前に設定しているものもあります。

目標は、可能な限り、施策の柱全体を推進することによって達成される指標を用いて設定していますが、定量的な表現が困難であったり、数値目標の設定がなじまない場合は、定性的な目標としています。また、目標については、その達成状況、市の環境の状況等を踏まえ、随時、見直しを行います。

「重点施策の推進を支え、補完する施策」については、施策ごとに、その進捗を管理していくための指標を定めています。

# 4-3

## 目指すべき環境の将来像を実現するための施策

テーマ	施策の柱	目標
<b>テーマ1</b> 特に重要度の高い 自然環境の保全 (38ページ)	<b>1.1</b> コア地域の保全管理体制、 財政担保システムの確立 (40ページ)	<b>1</b> コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。 <b>2</b> 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までに、コア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。
	<b>1.2</b> コア地域をつなぐみどりの 保全と再生(49ページ)	<b>3</b> 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します。 <b>4</b> 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします。
<b>テーマ2</b> 市域全体の自然環境 の保全・再生の 仕組みづくり (55ページ)	<b>2.1</b> 市域全体の自然環境保全 に向けた土地利用のルー ルづくり(56ページ)	<b>5</b> 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。 <b>6</b> 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。
	<b>2.2</b> 生物多様性の保全方針の 策定(60ページ)	<b>7</b> 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。 <b>8</b> 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。
<b>テーマ3</b> 資源循環型 社会の構築 (63ページ)	<b>3.1</b> 4Rの推進(64ページ)	<b>9</b> 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします。 <b>10</b> リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします。
	<b>3.2</b> 地域資源を活かす地産 地消の推進(69ページ)	<b>11</b> 生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成32年度(2020年度)までに4施設・60人に増やします。 <b>12</b> 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成32年度(2020年度)までに15品目に増やします。 <b>13</b> 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。
<b>テーマ4</b> 低炭素社会の 構築 (72ページ)	<b>4.1</b> 「茅ヶ崎市地域省エネルギー ビジョン」、「茅ヶ崎市地球 温暖化対策地域推進計画」 の推進(73ページ)	<b>14</b> 市域のCO <sub>2</sub> 排出量を平成32年度(2020年度)までに約524千tCO <sub>2</sub> (平成20年度(2008年度)の約63%)にします。 <b>15</b> 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO <sub>2</sub> 排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。
	<b>4.2</b> 交通行政における温室効 果ガスの排出削減 (76ページ)	<b>16</b> 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします。
<b>テーマ5</b> 計画を確実に 進めていくための 人づくり (79ページ)	<b>5.1</b> 本計画推進のための庁内 における環境意識の向上 と人材育成(80ページ)	<b>17</b> 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。
	<b>5.2</b> 市民・事業者の環境意識 啓発・人材育成、活動の 支援(82ページ)	<b>18</b> 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。
	<b>5.3</b> 学校における環境教育の 充実(86ページ)	<b>19</b> 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

注) 図中のページ番号(「テーマ」及び「施策の柱」のみ)並びに見出し番号は、P.38以降の表現に対応します。

本計画において取り組んでいく施策及び目標の体系は以下のとおりです。  
次ページ以降に、テーマごとの取り組み内容、目標等を示します。

重点施策	重点施策の推進を支え、補完する施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>① コア地域ごとの保管理体制の構築と保管理体制の作成、実施</li> <li>② 財政担保システムの確立</li> <li>③～⑫ 各コア地域における施策</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生</li> <li>⑭ 農業支援による農地の保全・再生</li> <li>⑮ 耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 (1) コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>1.2 (1) コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化</li> <li>1.2 (2) 農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進</li> <li>1.2 (3) 水環境の保全</li> <li>1.2 (4) 歴史的・文化的遺産の保全・活用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑯ 自然環境の保全に向けた条例の制定</li> <li>⑰ 保全すべき地域の指定</li> <li>⑱ (仮称) 自然環境庁内会議の設置</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 生物多様性の現況調査と「(仮称) 茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定</li> <li>⑳ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.1 (1) 自然環境に配慮した土地利用の誘導</li> <li>2.1 (2) 快適で安全な住環境の確保</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.2 (1) 動植物の生育・生息環境の保全</li> <li>2.2 (2) 海岸の自然環境の保全</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>㉑ リフューズ(要らないものを買わない・断る)</li> <li>㉒ リデュース(ごみの排出を抑制する)</li> <li>㉓ リユース(繰り返し使う)</li> <li>㉔ リサイクル(資源として再生利用する)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>㉕ 地産地消の推進</li> <li>㉖ 環境に配慮した農業の普及促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1 (1) 4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続</li> <li>3.1 (2) 適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>3.2 (1) 地域資源を活かした農水産業の推進</li> <li>3.2 (2) 環境に配慮した農業の普及啓発</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>㉗ 情報発信・啓発活動の推進</li> <li>㉘ 家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援</li> <li>㉙ 市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>㉚ 乗合交通の利便性向上</li> <li>㉛ 徒歩・自転車利用の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1 (1) 市民・事業者における取り組みの支援</li> <li>4.1 (2) 市における率先的な取り組み</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>4.2 (1) 自動車の走行に伴う環境負荷の低減</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>㉜ 庁内の環境意識の向上</li> <li>㉝ 庁内における人材育成</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>㉞ 意識啓発・人材育成</li> <li>㉟ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>㊱ 地域と連携した環境教育</li> <li>㊲ 学校における取り組みの支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.1 (1) 市における環境配慮の取り組みの推進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>5.2 (1) 市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進</li> <li>5.2 (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減</li> <li>5.2 (3) 環境に関する活動の支援</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>5.3 (1) 学校における環境教育の推進</li> </ul>

# テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全

## 施策の柱

- 1.1 コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立
- 1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

本市の自然環境は、地域の都市化に伴い減少し、今何も手を打たなければ、さらに失われ続けることが予想されます。

本計画では、さまざまな要素からなる本市の自然環境を保全し、次世代に残していくために、まず、「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において特に重要な地域として挙げた清水谷、平太夫新田、赤羽根十三区、長谷、行谷、柳谷及び柳島の7地域を、生物多様性\*の保全、生態系ネットワークの核(コア)となる「コア地域」として優先的に保全していきます。(P.39の図参照)

これらの地域には、すでに市民活動団体や土地所有者等の協力によって保全活動が行われているところもありますが、それでも、開発の結果、自然環境が失われている場所、その可能性を潜在的に有している場所も存在します。まずは、地域の自然環境の重要性について土地所有者の理解を促し、保全に向けた共通認識を得た上で、地域ごとに体制を整備し、それぞれの状況に即した取り組みを計画的かつ効果的に進めていくことが必要です。

また、保全に向けた取り組みの円滑な推進や、貴重な自然環境の消失を防ぐためには、安定した財源の確保も必要です。本市では「茅ヶ崎市緑のまちづくり基金」を設置し、「松が丘緑地」の購入等を実施しています。今後は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に定める“みどり\*”の保全に向けて、みどり審議会\*と連携し、基金の効果的な活用や透明性の確保のためのルールを明確にするとともに、新たな方策についても検討し、財政担保システムの確立を図ります。

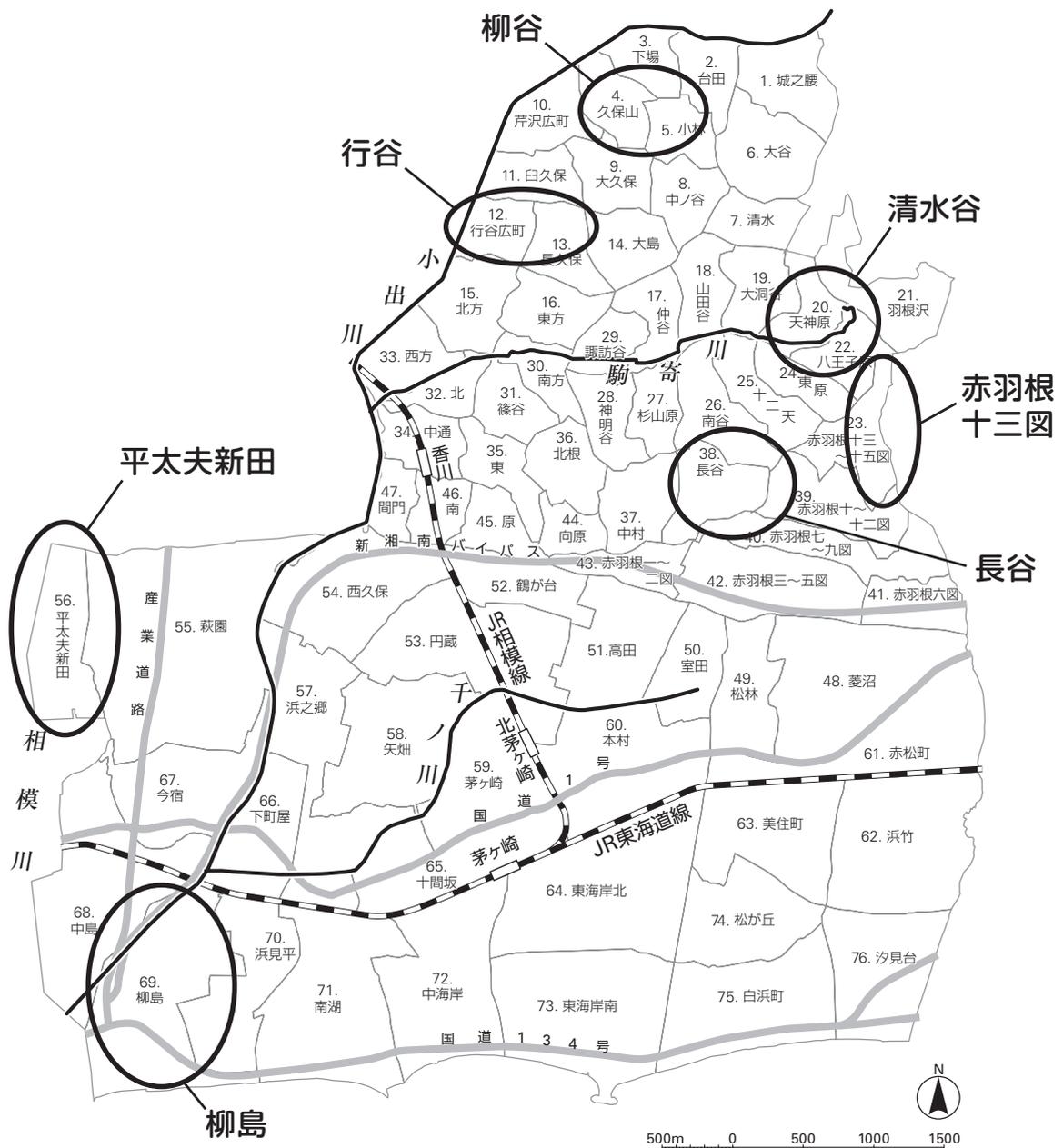
市街化の進む本市において、点在する7つのコア地域を限定的に保全するだけでは、コア地域が孤立してしまいます。地域的な生態系の保全のためには、生物の特性に応じた生育・生息空間のつながりを確保する必要があることから、コア地域間をつなぐみどり\*を保全・再生し、みどり\*のネットワークを形成することが重要です。市内に残る河川沿いのみどり\*や、社寺林、斜面林などは、このような「つなぐみどり\*」であると同時に、自然景観の観点からも重要であるため、歴史的・文化的遺産と併せた保全が必要です。

また、主要な環境要素でもある農地、特に水田については、土地利用のルールづくりに加え、援農ボランティア制度\*等を活用した担い手の確保や農地の

有効活用により、保全・再生に取り組んでいく必要があります。

テーマ1では、特に重要度の高い自然環境を保全するため、(1)コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立と、(2)コア地域をつなぐみどりの保全と再生に取り組みます。

なお、本計画におけるコア地域は、平成15～17年度(2003～2005年度)に実施した自然環境評価調査以降、既に現地の状況が変化している場所もありますが、その実態も踏まえつつ保全や必要な再生策を講じます。



注) 図中の地区境界は「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において用いた地区区分を表しています。

▲ コア地域の位置

施策の柱  
1.1

## コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立

### 目標

- ① コア地域の適切な保全管理を行うため、各地域における指標種<sup>※</sup>の生育・生息状況について、市民によるモニタリング調査を平成23年度(2011年度)から実施し、データの更新を行っていきます。  
【目標担当課：景観みどり課】

※ 指標種とは、その地域の自然に生育・生息する代表的な種であり、地域の自然環境の状態を示す生物種です。市民によるモニタリングを行う指標種は、「茅ヶ崎市自然環境評価調査」において選定した種をもとに、現時点の状況を踏まえ、調査の実施に先立ち検討、選定します。なお、指標種には茅ヶ崎版レッドデータ種(後述のP.55参照)等を含みます。

- ② 各コア地域の自然環境を保全するため、平成25年度(2013年度)までにコア地域ごとの活動組織を設置し、保全管理計画を作成します。【目標担当課：景観みどり課】

### 重点施策

#### ～コア地域の保全管理体制、財政担保システムの確立～

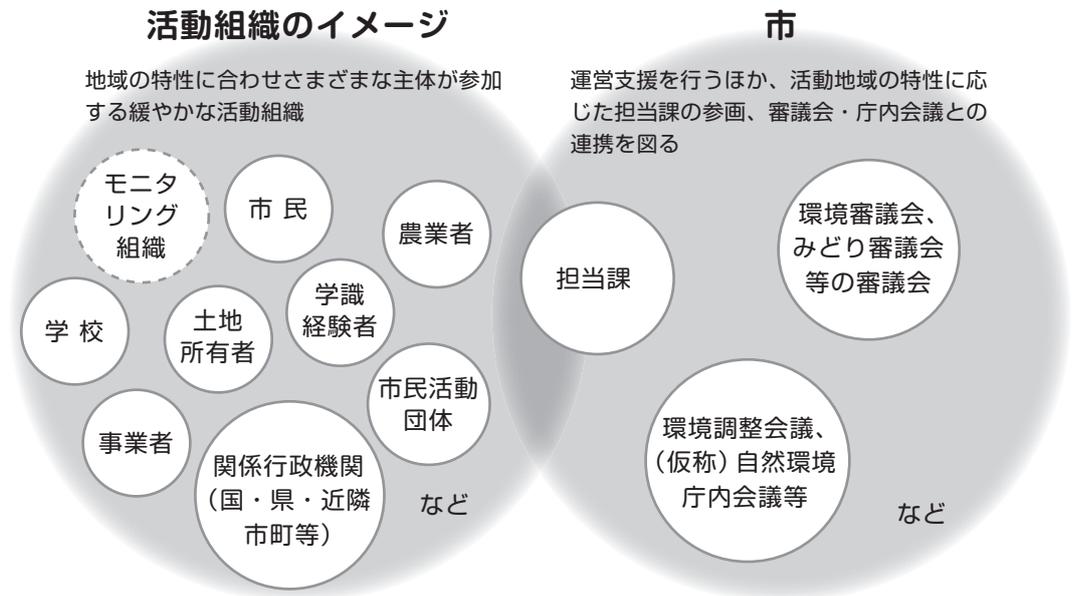
##### ① コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施

コア地域ごとに、地域に則した保全管理体制や保全管理の計画を作っていきます。保全管理体制としては、市民、土地所有者や地域内の農業者等から構成される保全・維持管理・活用のための活動組織を設置します。

また、自然環境評価のモニタリング組織と連携し、これらの活動が地域の自然環境の保全に向けて効果的に進められているか、適宜モニタリングを行い、必要に応じて改善策を講じながら取り組みを進めていくこととします。

活動組織の立ち上げにあたっては、市が積極的に呼びかけを行うとともに必要な支援を行い、各地域における活動の円滑な運営を目指します。保全管理体制の構築と保全管理計画の作成は、市民・事業者等と市の協働による活動体制の基盤が整っている、または整いつつあるところから先行的に実施することとし、まずは、清水谷・平太夫新田・赤羽根十三図から順次取り組みを開始し、全コア地域へ導入していきます。

【施策実施担当課：農業水産課・環境政策課・景観みどり課】



- コア地域ごとに、地域の特性に合わせた活動組織を設置する。活動組織には、近隣の住民、土地所有者、事業者、地域で活動している市民活動団体などが参加する。
- 活動組織は、各コア地域を保安全管理していくための計画を作成し、保全活動を行うとともに、環境教育への協力、情報発信などを行う。
- 保全活動の推進にあたっては、これらの活動組織と市が連携するとともに、費用負担や広報については市が積極的にサポートを行う。

コア地域の保安全管理体制のイメージ

## ② 財政担保システムの確立

失われる危険性のある貴重な自然を有する地域の公有地化等に効果的に緑のまちづくり基金を充てられるよう、必要に応じて「茅ヶ崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しや、基金を使用する優先度を明確にし、透明性を確保するためのルールづくりを行います。

また、保全活動の円滑な推進の支援や、環境負荷低減のために使用できる財源など、新たな方策についても検討し、継続的な財源確保の仕組みを構築します。検討にあたっては、環境審議会やみどり審議会\*と連携を図ります。

【施策実施担当課：環境政策課・景観みどり課】

## ～各コア地域における施策～

自然環境の状況や、そこで起こっている問題、保全のための方策は、地域によってさまざまです。そこで、コア地域ごとの現状と課題を踏まえた上で、特に優先度が高く、また地域全体の自然環境保全につながっていくような取り組みを抽出し、P.40①「コア地域ごとの保全管理体制の構築と保全管理計画の作成、実施」で挙げた仕組みのもとで確実に進めていきます。

なお、以下に記載する文中の「絶滅種\*」、「絶滅危惧種\*」、「準絶滅危惧種\*」は、「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」に記載された茅ヶ崎版レッドデータリスト掲載種を示します。



堤字天神原にある数ヘクタールの谷戸で、源頭部にある湧き水は、駒寄川の源流の一つとなっています。この流れには、絶滅危惧種\*に挙げられるホトケドジョウが生息しており、周辺の湿地には、市内ではここだけにしか見られない植物のカサスゲ(絶滅危惧種\*)が確認されています。谷戸底を囲む樹林地には、同じく絶滅危惧種\*のシュウブソウやツリバナも確認されています。良好な湿地環境と樹林地が生息に不可欠な両生類も個体数は少ないながら確実に見られ、また、かつては昆虫のネアカヨシヤンマ(絶滅種\*)も確認されていましたが、現在では確認されていません。

平成3年(1991年)に「清水谷を愛する会」が発足し、以降、この谷戸の保全活動を協力して行っています。谷戸の2.4ヘクタールについては市が借り上げ、5年毎に契約を更新しています。

「ちがさき都市マスタープラン」では、清水谷・市民の森周辺の自然環境の保全を掲げており、また、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」では、隣接する(仮称)小出第二小学校用地についても、清水谷などの環境や景観との連続性に配慮した整備を進めることが明記されています。さらに同計画では、清水谷を茅ヶ崎市初の「特別緑地保全地区\*」として指定することとしています。

近年、斜面林の伐採による環境の悪化、周辺樹林の開発などにより、清水谷の自然環境の孤立化が憂慮されています。また、他の土地からの土壌の持ち込み・入れ替えや、貴重な動植物の採取や外来種の持ち込みなど人為的な影響も懸念されています。

- ③ 周辺の市民の森や大洞谷などの樹林と樹林をつなぐ環境を再生し、清水谷を源流とする駒寄川とその周辺の水田等の活用による生物多様性の向上を目指すとともに、水源地の保全を図ります。

【施策実施担当課：景観みどり課】

- ④ 清水谷を孤立させないために、周辺の市民の森や大洞谷、水田などの自然環境を保全します。また、(仮称)小出第二小学校用地については、周辺の保全すべき貴重な自然環境に配慮した活用を図ります。

【施策実施担当課：企画経営課・景観みどり課・教育政策課・青少年課】



相模川沿いに位置する地区で、河川敷に畑や草地在り広がっています。水際にはヨシ原が広がり、オオヨシキリ(絶滅危惧種\*)の繁殖地、ギンイチモンジセセリ(準絶滅危惧種\*)の生息地となっています。

住宅地との間には水害防備保安林\*がありましたが、堤防工事のためにその多くが失われてしまいました。市内ではここだけにしか見られないオドリコソウ(絶滅危惧種\*)や、昆虫のオナガササキリ(準絶滅危惧種\*)、マツムシ(絶滅危惧種\*)等の生物を少しでも保全するため、表土の移植が行われました。

この地域では、国による水害防備保安林\*の樹木の移植や、自然な森の再生が行われているため、これらの維持管理を行うとともに、地域の人たちとの連携により、自然環境の再生の場として積極的に活用していくことが重要です。また、帰化植物\*の除去・たい肥化など、生物多様性\*の保全を考慮した保全管理のルールづくりも必要です。

- ⑤ 現存する水害防備保安林\*及び移植樹林の保全管理のルール、システムを確立します。

【施策実施担当課：広域事業政策課・景観みどり課】

- ⑥ 地域の人たちとの連携による管理体制を確立します。

【施策実施担当課：環境政策課・景観みどり課】



藤沢市を流れる引地川水系の小糸川の源流にあたる谷戸です。この流れには、ホトケドジョウ（絶滅危惧種\*）や、市内ではここだけにしか生息が確認されていない昆虫のネグロセンブリ（絶滅危惧種\*）が見られます。周囲の湿地には、イヌヌマトラノオ、ヒメシロネ（いずれも絶滅危惧種\*）等の植物が自生しています。周辺の樹林にはイボタノキを食草とするウラゴマダラシジミ（絶滅危惧種\*）が生息しています。

10年ほど前に、この谷戸の埋め立てが計画され、斜面林が伐採されました。幸い、谷戸底の流れと湿地の埋め立ては避けられましたが、日当たりが良くなったため、クズや帰化植物\*が繁茂しはじめました。そのため、年に数回、市民による下草刈りが行われています。既に市民・事業者と連携した取り組みが行われている場所であることから、先行的に保全管理計画の策定を進めます。ごみの不法投棄や、周辺の資材置き場からの汚水の流入による環境汚染なども懸念されており、土地所有者の理解を得ながら、斜面林の再生を含めた水源地全体の保全が必要です。

⑦ 湿地や細流、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、隣接する藤沢市と連携した水源地の保全、樹林地の保全に努めます。

【施策実施担当課：広域事業政策課・環境政策課・景観みどり課】



茅ヶ崎市内では珍しい、乾燥した草地環境を有する地域です。草地には、アリノトウグサ、ヒメハギ、ヒキヨモギ、カナビキソウ（いずれも絶滅危惧種\*）等の植物が生育し、ナキイナゴ（絶滅危惧種\*）、クルマバツタ（準絶滅危惧種\*）、シロヘリツチカメムシ（絶滅危惧種\*）等の昆虫も生息しています。この草地は、今後土地利用されるため環境の変化が予想されます。一方、この地域には広い樹林地も存在し、適度に管理されていたため、下草も豊富です。

自然環境保全に向けた課題としては、今後の改変にあたって草地環境をどの程度残すことができるかが重要です。土地所有者と連携し、市民も交えてこの場所の管理を行っていくことが望まれます。また、隣にはマンションが立地し

ていることから、今後の土地利用に伴う消失を防ぐ方策も必要です。

- ⑧ 土地所有者と市の協議において、土地利用後の樹林や草地等の保全、周辺の広葉樹林との一体的な保全、市民に対する開放(環境学習の場、野鳥観察、市民による保管理体制等)を要望していきます。

【施策実施担当課：環境政策課・景観みどり課】



地区全域が谷戸地形で、自然が残っている素掘りの細流や、耕地整理されていない水田、畑地など、昔ながらの景観が残り、「茅ヶ崎市景観計画」における「重要景観地点」にも位置づけられています。

細流では水生昆虫のタイコウチ(絶滅危惧種\*)が生息しており、周辺の湿地ではヒゲナガハナノミ(準絶滅危惧種\*)やカトリヤンマ(絶滅危惧種\*)などの昆虫が見られます。オオハリイ、キクモ(いずれも絶滅危惧種\*)などの湿生植物も生育し、良好な湿地環境であることを表しています。初夏にはシュレーゲルアオガエル(準絶滅危惧種\*)の声が響きます。また、オギ原では小型ほ乳類のカヤネズミ(絶滅危惧種\*)の球巣が確認されています。

斜面部のアカガシを主とする常緑広葉樹林は、特別緑地保全地区\*の候補地となっており、また、小出川の拡幅に伴う遊水地\*の候補地にも挙げられています。

現在は、外来種の繁茂する耕作放棄地が増え、さらには大規模な埋め立て工事も始まりつつあります。水田から畑地に改変するために盛り土が行われ、それが資材置き場等として利用されているところも多く見られます。

この地区の生物多様性\*の高さと保全の必要性について土地所有者の理解を得るとともに、現在の水田を維持することによりメリットが得られるような仕組みづくりが必要です。

- ⑨ 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全方法を関係者と協議し、実行します。また、水田や畑、樹林等の多様な環境が結びついていることを考慮し、自然のままの細流の保全方法を関係者と協議するなど、一体的な保全を図ります。

【施策実施担当課：農業水産課・環境政策課・景観みどり課】



約24ヘクタールもの規模を有する市内最大の谷戸であり、神奈川県立茅ヶ崎里山公園の一部となっています。周辺の行谷や里山公園外の芹沢地区とのつながりにより、市内で最も生物多様性\*の高い場所となっています。谷戸の規模が比較的大きく残されており、富士山を望める良好な

里山景観が関東の富士見百景に選定されています。また、家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地も残されています。

谷戸にはオオハナワラビ、イカリソウ(絶滅危惧種\*)、ハンノキ(絶滅危惧種\*)などの植物、シオヤトンボ、トゲナナフシ(いずれも準絶滅危惧種\*)などの昆虫類、シュレーゲルアオガエル、ニホンアカガエル(いずれも準絶滅危惧種\*)などの両生類や、オオタカ(絶滅危惧種\*)、ヤマガラ(準絶滅危惧種\*)をはじめとする野鳥も数多く見られ、多くの人が訪れています。

整備初期は、従来の都市公園と同様の施設整備が行われたため、環境はかなり変更されました。その後、神奈川県、土地所有者、市民活動団体など関係主体間の協議の場である「茅ヶ崎里山公園協議会」や、利用・保全の調整のための専門家会議などが設けられ、初期に比べると自然環境に配慮した整備へと変わってきました。

柳谷は、「茅ヶ崎里山公園里山保全管理計画」において「里山保全エリア」(里山文化の継承による保全管理を主体とするエリア)に位置づけられています。保全エリアの一部は、指定管理者\*である(財)神奈川県公園協会(平成22年度(2010年度)時点)と茅ヶ崎里山公園倶楽部の連携による保全管理が行われており、その面積は徐々に増えています。環境学習の場としてさらに活用されることが期待されますが、地域の自然環境について案内できる人が不足しています。

**⑩ 県と連携し、県立茅ヶ崎里山公園だけでなく、柳谷周辺地域も含めた保全を図ります。**

【施策実施担当課：広域事業政策課・景観みどり課】

**⑪ 家々で管理されている立木を含めたまとまりのある樹林地等の良好な里山景観を保全していきます。**

【施策実施担当課：景観みどり課】



海岸周辺にはハマヒルガオ、ハマエンドウ、コウボウムギ、ハマボウフウなどの海浜植物が見られます。近年、砂浜の減少等の自然環境の消失に伴い、ハマボウフウやハマゴウ(絶滅危惧種\*)は激減しています。昆虫類では、オサムシモドキ、クロマメゾウムシ(いずれも絶滅危惧種\*)などの海浜性種やキリギリス(準絶滅危惧種\*)などが生息しています。

この地域の保全と活用にあたっては、レクリエーションの場としての活用だけでなく、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」などとの整合を図ることが重要です。また、柳島キャンプ場は自然環境が豊かであるため、適切な自然環境保全施策を示す必要があります。柳島地域において建設が計画されている(仮称)柳島スポーツ公園も含めた一体的なみどり\*のつながりの確保も必要です。

⑫ 海岸浸食による砂浜の減少を防止し、クロマツ林の保全、海浜植生の保全に努めます。

【施策実施担当課：農業水産課・景観みどり課】

●実施主体

- 市
- コア地域ごとの活動組織
- 市民・事業者(保全活動・環境教育等への参加、保全のための寄付など)

●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
<b>～コア地域の保管理体制、財政的担保システムの確立～</b>			
①コア地域ごとの保管理体制の作成、実施	コア地域ごとの活動組織の設置*		※3年以内に全てのコア地域で活動が進められることを目指します。
	保管理体制のための計画の作成*		
	計画に基づく活動の推進		
②財政担保システムの確立	システムの検討		
	庁内及び関係主体間調整		
	財政担保システムの運用、見直し(適宜)		
<b>～各コア地域における施策～</b>			
③～⑫各コア地域における施策	既存の取り組みを継続		
		計画に基づく活動の推進(P.40重点施策①)	

重点施策の推進を支え、補完する施策

1.1(1) コア地域の保全に向けた地域指定と活動への参加の促進

コア地域の保全に向け、まず、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において特別緑地保全地区\*の候補地に挙げた地区について、指定の実現に向けた調整等を順次進めます。また、各コア地域の現況や地域ごとの取り組みの状況について周知し、市民・事業者の理解と参加・協力を促します。

施策番号	施策内容	市(担当課)	施策進捗指標
1	本計画におけるコア地域に含まれる清水谷、行谷、赤羽根十三区、長谷を対象に、土地所有者の同意を得たうえで、順次、特別緑地保全地区としての指定を目指します。	景観みどり課 農業水産課 環境政策課	特別緑地保全地区の指定数/ 指定面積
2	市民等に対し、コア地域の環境面での重要性や保全の必要性への理解と協力を促すため、自然環境評価マップを活用した情報提供や現地見学会の開催、広報紙やホームページによる各コア地域における自然環境保全のための取り組みの定期的な発信などを行います。	景観みどり課 農業水産課 環境政策課	市民等への 情報提供回数
3	コア地域保全のボランティア活動や資金援助等の支援を事業者に働きかけます。	景観みどり課 環境政策課	協力事業者数

## コア地域をつなぐみどりの保全と再生

### 目標

- ③ 緑被面積(人工草地を除く)を平成32年度(2020年度)時点で市域の28.5%(約1,019ha)以上確保します\*。

【目標担当課：景観みどり課】

※ ここに掲げる緑被面積の目標値は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」に示す緑被地から人工草地(ゴルフ場、運動場、公園芝地、花壇など)を除いた面積とします。

※ 緑被面積(人工草地を除く)は、平成5年度(1993年度)には市域の35.2%(約1,259ha)でしたが、平成17年度(2005年度)には市域の31.0%(約1,109ha)となっています。このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、市域の25.8%(約923ha)程度まで減少することが予想されます。

- ④ 経営耕地面積を平成32年度(2020年度)時点で348haを目標とします\*。

【目標担当課：農業水産課】

※ 平成19年度(2007年度)の経営耕地面積は387haであり、このまま推移すると平成32年度(2020年度)には、335ha程度まで減少することが予想されます。

### 重点施策

#### ⑬ コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生

コア地域をつなぐみどり\*であり、良好な自然景観の形成要素である斜面林や農地、河川・海岸・沼地などの水辺、社寺林・屋敷林等について、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全を図ります。また、既にみどり\*が失われてしまった地域については生物多様性\*に配慮した対策を行い、現状の自然環境の保全を図るとともに、新たなみどり\*のネットワーク化を図ります。

【施策実施担当課：農業水産課・景観みどり課・下水道河川建設課・社会教育課】

#### ⑭ 農業支援による農地の保全・再生

後述のP.56「市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり」を進めることにより、農地、特に水田を保全し、農地としての利用を継続していくため、援農ボランティア制度\*や農機具の共同利用等による農業支援を行います。また、耕作放棄地を再生し、市民農園や体験学習の場等として活用していきます。

【施策実施担当課：農業水産課・景観みどり課】

### ⑮耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮

耕作放棄地には、動植物の貴重な生育・生息環境となっているところもあります。農地として再生する場合は、土地所有者の協力を得ながら生物の生育・生息環境、生物多様性\*に配慮した土地利用を図ります。

【施策実施担当課：農業水産課・景観みどり課】

#### ●実施主体

- 市 ○土地所有者 ○市民活動団体 ○援農ボランティア(市外含む)
- 市民・事業者(農業支援、市民農園等の利用など)

#### ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
⑬コア地域をつなぐみどりの一体的な保全・再生	保全・再生すべき地域の抽出と方策の検討		方策の実施とモニタリング
⑭農業支援による農地の保全・再生		農業支援施策の検討、実施(既存の施策の継続含む)	
	土地の抽出と再生の方策の検討		市民農園等としての活用、施策の展開
⑮耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮		耕作放棄地の再生にあたっての生物多様性への配慮	

重点施策の推進を支え、補完する施策

1.2(1) コア地域をつなぐみどりの保全・再生とネットワーク化

コア地域を孤立させないように、これらをつなぐ社寺林、農地、河川沿い緑地や市街地のみどり\*を保全・再生し、ネットワーク化します。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
4	社寺林や農地、河川等からなる里山的環境や斜面林等が残されており、コア地域をつなぐみどりとして重要な地域については、公有地化等により、自然型の公園や市民農園等として保全・活用していく方策を引き続き検討します。また、保全に向けた市民・事業者への意識啓発・情報提供を進めます。	企画経営課 農業水産課 公園緑地課 下水道河川建設課 社会教育課	保全・活用状況
5	市内のみどりを保全するために、引越しなどの際に不用となった樹木の引き取りや公共施設等での活用を引き続き推進します。また、樹木を譲りたい人と引き取りたい人を結びつける「グリーンバンク制度」の積極的な利用を呼びかけます。	景観みどり課	グリーンバンク制度利用樹木数
6	身近な公園や街路樹の植え込みなどに草花を植え、美しい街並みづくりに貢献するとともに、市内のみどりをネットワーク化するために、市民主体の緑化活動「緑の里親制度」を継続していきます。	公園緑地課	緑の里親登録件数
7	今後策定予定である「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を踏まえながら、郷土種等を活用したみどりの再生を図ります。	景観みどり課	戦略の活用状況
8	つなぐみどりが不足すると考えられる地域においては、公園等としての施設緑地の整備に努めます。整備においては、生物多様性に配慮するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインの採用を進めます。	景観みどり課 建築指導課 公園緑地課	施設緑地等の整備面積
9	つなぐみどりとして重要な河川沿いの緑地等については、市民・事業者・市の協働により、「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を踏まえた十分な協議を行い、保全・再生や維持管理の方向性を検討していきます。	景観みどり課 下水道河川建設課	戦略の活用状況
10	相模川流域について、「アジェンダ21桂川・相模川」の行動指針に基づき、桂川・相模川流域協議会と連携し、流域の環境保全に向けた取り組みを推進します。	環境保全課	実施した事業数

## 1.2(2) 農地の多面的機能を考慮した保全・再生と農業の促進

本市の自然環境として特に重要な要素である農地を保全し、耕作放棄地の再生と有効利用を図ります。また、後継者育成等の援農施策や土地利用の適正化により、農業の衰退を防止し、農業の振興を図ります。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
11	農作物の生産の場のみならず、生物の生育・生息環境、うるおいを与える景観要素、防災といった農地の有する多面的機能について、市民、農業者、事業者等に周知し、保全意識の高揚を図ります。	農業水産課 景観みどり課	周知回数
12	「生産緑地法」に基づく生産緑地については、農地としての高い担保性を活かして維持存続に努めるとともに、より一層の営農条件の整備、改善に関する施策について検討します。また、農振農用地において、認定農業者制度等を含む農業経営基盤強化促進事業を重点的かつ継続的に進めます。	農業水産課 都市計画課	生産緑地面積/ 箇所数
13	市民と農地、農業者とのふれあいを促進するため、市民農園や家庭菜園の整備を進めます。特に、市街化区域内の農地については、農業者が資産の有効活用を図りつつ、少しでも多くの農地を存続し、農業を継続していくことができるよう、市民農園等としての積極的な活用を図ります。	農業水産課	市民農園総区画数 家庭菜園総区画数
14	農協との協力体制による農業後継者の育成指導の継続的推進、農業振興のための融資制度や各種奨励事業等の充実に努めます。	農業水産課	奨励事業件数
15	農業への参画希望者や、農業体験希望者に対し、農業者の協力の下で、農業に関する講習会や実習、技術指導等を実施します。	農業水産課	農業に関する 講習会開催数
16	農業者の高齢化や後継者不足等によって耕作放棄された農地においては、市民農園としての整備や茅ヶ崎特有の景観形成作物の選定・栽培等による有効活用を促進します。	農業水産課	整備状況
17	農業者が農業を安定的に継続できる環境を整備するために、茅ヶ崎市独自の施策の推進に加え、国に対して、現行の農業政策や農業関連法制度、税制の見直しを要請していきます。	農業水産課	神奈川農政事務 協議会を通して 県への農林漁業 施策要望回数

### 1.2(3) 水環境の保全

河川や地下水などの水資源は、みどり\*を育むだけでなく、潤いのある環境を創出しています。特に、市内を流れる河川は、みどり\*のネットワーク化、生物の生育・生息環境の保全の観点からも非常に重要な役割を有していることから、これらの水環境も含めた一体的な保全を図ります。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
18	治水施設の整備として、各河川における改修を促進します。河川改修にあたっては、自然豊かで親しみやすい水辺空間の創出のため、多自然川づくりを推進します。	<b>下水道河川建設課</b> 広域事業政策課 景観みどり課	多自然川づくりによる河川整備延長
19	水辺環境創出や洪水調整等の複合的な効果を目指し、治水機能をもつ水田などを保全するとともに、川沿いの耕作放棄地や低湿地等(小出川の下寺尾付近や西久保付近、駒寄川の浄見寺付近、千ノ川の室田付近等)の活用により遊水機能を持たせるなどし、急激な表面流出を抑制します。	<b>下水道河川建設課</b> 農業水産課 景観みどり課	市内全域の遊水機能を持つ水田等への補助面積
20	市民や事業者との連携によって水質浄化事業の拡充、植生の配置や浄化促進に適した材質・形状を用いた水路の整備等による河川水質浄化能力の向上を図るとともに、汚濁源を減らす取り組みを進めます。	<b>下水道河川建設課</b>	市内河川のBOD濃度
21	市民活動団体等との協働により、川の水質調査や河川生物相調査、自然観察会等、川の自然と人とのふれあい促進に関する事業を実施するとともに、茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会等の河川環境保全に関する活動を行う市民活動団体への支援を実施することで、積極的な市民参加を図ります。	<b>環境保全課</b> 環境政策課 社会教育課	河川生物相調査、自然観察会等の参加者数/支援団体数
22	河川水量の確保のため、水源地の保全や雨水の地下浸透の促進、河川・水路の自然に近い護岸や河床の保全、相模川左岸用水、工場間接冷却水などの河川への返流等の施策を検討します。	<b>下水道河川建設課</b> 下水道河川管理課 景観みどり課	検討状況/河川水量/地下水位
23	地下水の保全及び地盤沈下の防止のため、敷地内における雨水浸透施設の設置や透水性舗装の整備等を推進するとともに、雨水や工場間接冷却水等の未利用水の利用に関する啓発・指導を引き続き実施します。また、開発事業者に対しては、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例施行規則」に基づき、雨水貯留、浸透施設の設置を指導していきます。	<b>下水道河川建設課</b> 環境保全課 開発審査課 道路建設課 下水道河川管理課	透水性舗装の整備面積/延長/指導回数

24 市街化区域については、下水道未整備区域の解消や下水道管路への接続を促進します。市街化調整区域については、合併処理浄化槽の設置の補助金等による促進、適切な維持管理の指導及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの指導を引き続き実施します。	<b>下水道河川建設課</b> 下水道河川総務課	公共下水道人口普及率・面積／市街化調整区域の合併処理浄化槽の設置率
--	-----------------------------	-----------------------------------

## 1.2(4) 歴史的・文化的遺産の保全・活用

遺跡・史跡や地域文化などは、本市の自然環境と密接に結び付き、現在もその構成要素の一部となっています。これらの文化財をはじめとする歴史的・文化的遺産についても、周辺の自然環境との一体的な保全・活用を図ります。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
25	すでに指定されている文化財については、適切な維持管理を行い、その歴史的・文化的価値に関する調査研究を引き続き実施します。また、文化財案内板の設置や市内の文化財めぐり、文化財講演会、郷土芸能大会等の開催により、文化の保全と継承、市民への普及啓発を推進します。	<b>社会教育課</b>	維持管理実施状況／開催回数
26	茅ヶ崎市の重要遺跡に関する調査・保存や史跡整備、埋蔵文化財整理施設の整備等の施策を確実に推進するとともに、未指定の文化財に関する調査研究を推進します。	<b>社会教育課</b>	調査実施回数
27	文化財は、茅ヶ崎市の重要な財産であり、また、その地域の地形、樹林、農地、川、海等の自然環境特性と密接に結び付いて守り育てられてきたものであることから、地域で引き継がれてきた文化・風習を含め、文化財及びその周辺の自然環境の大切さについて、教育啓発に努めます。	<b>社会教育課</b> 環境政策課 景観みどり課	啓発状況／回数
28	「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」を継続し、市内に点在している都市資源を関連づけ、児童・生徒、市民や市を訪れる人に解説・説明ができる丸ごと博物館ガイドを養成していきます。	<b>社会教育課</b>	丸ごと博物館ガイド数／講座回数

# 市域全体の自然環境の保全・再生の 仕組みづくり

施策の柱

- 2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり
- 2.2 生物多様性の保全方針の策定

テーマ1「特に重要度の高い自然環境の保全」(P.38)で示した7つのコア地域は、自然環境保全の観点から特に重要度の高い地域ですが、その他の地域は既に多くの自然環境が失われてしまっているとも言えます。また、コア地域でさえも、既に土地利用に伴い自然環境の減少が生じている地域があります。市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全し次世代に継承していくためには、もはや、自然環境への配慮を義務づけるルールをつくることによって、保全を担保しなければならない状況になっています。

さらに、市域全体として豊かな環境を守っていくためには、貴重な動植物やその生育・生息環境を保全するだけでは十分とは言えません。私たちは、遺伝子レベル、種レベル、生態系レベルで非常に多様な種がそれぞれに関わりあって存在する中で生きていますが、さまざまな要因により、生物多様性\*の低下が懸念されています。国は、平成20年(2008年)に「生物多様性基本法」を制定し、生物多様性\*に対する国民の理解の増進と、多様な主体の参画が必要としています。これを踏まえ、本市においても、地域における生物多様性\*の保全を図るための戦略を練り、実践していく必要があります。「茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告」では、過去には確認されていたが、今現在確認されない種(絶滅種\*)や、近い将来絶滅が心配される種(絶滅危惧種\*)等を「茅ヶ崎版レッドデータリスト」として掲載しています。これらの生物種(以下、「茅ヶ崎版レッドデータ種」といいます。)を回復させ、リストから削除させるとともに、みどり\*の保全・再生等の際に生物多様性\*への配慮を促すための方針も明らかにする必要があります。

テーマ2では、既存の条例の改正または新規の条例の制定等も含めた(1)市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくりと、(2)生物多様性の保全方針の策定に取り組みます。

施策の柱  
2.1

## 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

### 目標

- ⑤ 平成24年度(2012年度)までに自然環境の保全に関する条例を制定し、消失の危機にある自然環境を保全していきます。  
【目標担当課：景観みどり課】
- ⑥ 平成25年度(2013年度)までに保全すべき地域の指定を行い、貴重な自然環境を有する地域を保全していきます。  
【目標担当課：景観みどり課】

### 重点施策

#### ⑩自然環境の保全に向けた条例の制定

市内の急速な都市化に伴い消失の危機にある自然環境を保全するための条例を制定します。条例には、下記の重点施策⑰に述べる保全すべき地域の指定や、茅ヶ崎版レッドデータ種などの貴重種の生育・生息環境への配慮義務を盛り込み、その具体的な内容について、関係機関や学識経験者、市民等も交えた検討を行います。条例の制定は、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の改正、もしくは新たな条例の制定等の方策の中から、迅速かつ効果的な方策を採用します。また、条例の内容等は庁内全てに周知し、確実に運用していきます。

【施策実施担当課：景観みどり課】

#### ⑰保全すべき地域の指定

貴重な自然環境を有する地域の確実な保全を図るため、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」において位置づけた特別緑地保全地区\*の指定候補地のほか、指定候補地周辺やその他の自然環境保全上重要な地域を、保全すべき地域として指定します。地域の指定にあたっては、後述の「重点施策⑨生物多様性の現況調査と〔(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略〕の策定」(P.60)に記載する自然環境評価調査結果を基礎データとした現況調査や、樹林に関する調査結果をもとに、生物多様性\*の高さ、貴重な動植物の生育・生息地であるか、豊かなみどり\*が

あるか等を基準に選定することとします。

なお、保全すべき地域として指定するにあたっては、現況調査結果等をもとに市が土地所有者に十分な説明を行い、環境面での地域の重要性と保全の必要性についての理解を得た上で指定します。また、指定地域は市内全てに周知し、確実に運用していきます。

【施策実施担当課：景観みどり課】

### ⑱ (仮称) 自然環境庁内会議の設置

特に貴重な自然環境を有する地域において土地利用の可能性が生じた場合に、関係各課が情報を持ち寄り、集約するとともに、情報共有と迅速な対応を行うための「(仮称) 自然環境庁内会議」を設置します。会議では、必要に応じて学識経験者の協力や土地所有者、事業者等との協議についても検討し、貴重な自然環境を保全していくために、随時、その場に応じた関係者が機動的に連携できる体制を整備します。

【施策実施担当課：景観みどり課】

#### ●実施主体

- 市 ○土地所有者 ○市民活動団体 ○学識経験者
- 市民・事業者(ルールの検討への参加、制定後のルールの遵守など)

#### ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
⑯自然環境の保全に向けた条例の制定	条例の内容の検討、関係者間調整 条例の制定、移行期間		条例の本格実施、周知
⑰保全すべき地域の指定	現況調査※P.60の⑲の現況調査と同一 地域指定に向けた詳細検討、土地所有者及び関係者間調整		保全すべき地域の運用、周知
⑱(仮称) 自然環境庁内会議の設置	「(仮称) 自然環境庁内会議」を設置		「(仮称) 自然環境庁内会議」の開催(随時)

## 重点施策の推進を支え、補完する施策

### 2.1(1) 自然環境に配慮した土地利用の誘導

本市の自然環境は、動植物の生育・生息環境として、地域の景観資源として、さらには水害防止や地すべり防止といった防災の観点からも重要です。本市の自然環境を保全していくために、適正な土地利用の誘導を図ります。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
29	良好な都市環境の形成を図るために設置された茅ヶ崎市土地利用調整会議において、適正な土地利用の指導・調整等に関する調査・検討を行い、自然環境への配慮を含めた土地利用の誘導を図ります。	企画経営課	土地利用調整会議の検討内容／開催回数
30	土地の埋立てに関する条例の内容を踏まえ、周辺自然環境への配慮や保全措置の実施等を指導します。	都市計画課 景観みどり課	指導回数
31	自然環境や地域景観に配慮したまちづくりを誘導するため、地区計画、高度地区、風致地区、建築協定、緑地協定等、法律に基づく既存制度の活用を図ります。	都市計画課 景観みどり課 建築指導課	地区指定状況／ 緑地協定数
32	貴重なみどりである斜面林の保全と災害防止の観点から、斜面地等を特別緑地保全地区に指定します。また、災害の未然防止のため、北部丘陵地における危険個所のパトロールを引き続き実施します。	景観みどり課 防災対策課	特別緑地保全地区の指定数／ 危険個所確認地区数

### 2.1(2) 快適で安全な住環境の確保

より良いまちづくりを進めていくうえでは、市民や、本市を訪れる人にとっての快適さや安全性も重要です。そのために、法令等に基づく制度を活用したきめ細やかなまちづくりの誘導や、災害に強いまちづくりを進めていきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
33	「茅ヶ崎市景観条例」、「茅ヶ崎市景観計画」に基づき、特別景観まちづくり地区・景観重要建造物・景観重要樹木・ちがさき景観資源の指定、景観まちづくり協議会及び景観まちづくり市民団体への助成、景観まちづくりアドバイザーの派遣等の施策を推進します。	景観みどり課	景観まちづくり市民団体数／特別景観まちづくり地区数／景観資源指定数

<p>34 狭あい道路の多い市街地や老朽木造住宅が過密化している市街地では、環境に配慮した再開発事業や住環境整備事業等を誘導し、建築物の共同化、不燃化を促進するとともに、幹線道路の整備、セツトバック等による狭あい道路の解消により災害時の避難路を確保します。防火地域、準防火地域については、指定地域内の耐火化を推進します。また、公共建築物の耐震診断、耐震改修を促進し、引き続き避難所の確保に努めます。</p>	<p><b>道路管理課</b> 防災対策課 建築指導課 道路建設課 教育施設課</p>	<p>避難所指定箇所数／都市計画道路整備率／狭あい道路整備延長</p>
<p>35 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」等に基づき、交通施設や公園緑地、教育文化施設等の各種公共施設及び民間施設におけるバリアフリー化を推進または指導します。</p>	<p><b>建築指導課</b> 道路管理課 道路建設課 公園緑地課 教育施設課</p>	<p>「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」指導回数／バリアフリー歩道整備延長／段差等改良箇所数</p>
<p>36 雨水の流出を抑制するため、雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置、透水性舗装の整備、緑地や農地の保全等を推進します。</p>	<p><b>下水道河川建設課</b> 道路建設課 農業水産課 景観みどり課</p>	<p>雨水貯留槽、浸透施設等の整備状況／雨水浸透ます設置数、透水性舗装整備延長</p>

施策の柱  
2.2

## 生物多様性の保全方針の策定

### 目標

- ⑦ 「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」を平成24年度(2012年度)までに策定し、市域の生物多様性を保全していきます。  
【目標担当課：景観みどり課】
- ⑧ 生物多様性の保全・再生のためのガイドラインを平成24年度(2012年度)までに作成し、市民・事業者等への周知を図っていきます。  
【目標担当課：景観みどり課】

### 重点施策

#### ⑩生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定

「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略\*」を策定し、協働によって推進します。策定にあたっては、まず、自然環境評価調査の結果を基礎データとした現況調査を市民参加により実施し、本市における生物多様性\*の現況や人との関わりの状況、取り組みの現状等を把握します。

【施策実施担当課：景観みどり課】

#### ⑪生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成

公園や住宅地、街路樹等も含めた市内のみどり\*の保全・再生や、土地改変などの際に、生物多様性\*に配慮した環境整備を促すためのガイドラインを作成します。ガイドラインには、茅ヶ崎版レッドデータ種の生育・生息環境、地域の特性に合った植生、その地域の生物多様性\*の観点からの重要性に応じて求められる保全方策の内容、外来生物への対応等を記載します。ガイドラインは市民・事業者等に周知するとともに、庁内の各課において共有し遵守を徹底します。また、市内の環境の状況は常に変化するものであるため、定期的にモニタリング調査を実施し、適宜内容の見直しを図ります。

【施策実施担当課：景観みどり課】

●実施主体

- 市 ○市民活動団体 ○学識経験者 ○土地所有者
- 市民・事業者（現況調査への参加、ガイドラインの遵守など）

●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
⑱生物多様性の現況調査と「(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略」の策定	現況調査※P.56の⑰の現況調査と同一 地域戦略の検討、策定		地域戦略の推進
⑳生物多様性の保全・再生のためのガイドラインの作成	ガイドラインの作成		ガイドラインの運用、周知

重点施策の推進を支え、補完する施策

2.2(1) 動植物の生育・生息環境の保全

動植物の生育・生息環境を守り生物多様性\*の保全を図るため、重点施策⑩に挙げる生物多様性\*の現況調査の結果を踏まえ、自然環境評価マップを活用して重要な場所を確実に保全していきます。また、外来種等による生態系のかく乱を防止するための指導・啓発を進めます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
37	市民参加による自然環境のモニタリング調査を継続的に行い、データを適宜更新していきます。また、自然環境評価マップを活用し、市民や事業者等への自然環境の価値に関する意識啓発及びPRを図ります。	景観みどり課	市民への情報提供回数
38	市内において護岸整備等を行う際には、生態系に配慮した多自然川づくりを進めるとともに、国・県管理河川(相模川・小出川等)についても、地域の生物多様性が確保される適切な整備が行われるよう、国や県に要請していきます。	広域事業政策課 景観みどり課 下水道河川建設課	国・県への要請・提案回数/ 整備延長面積
39	耕作放棄地や低湿地等を活用するため、遊水機能を持たせ流出を抑制することにより、動植物の生育・生息環境の保全、水辺環境創出や洪水調整等の複合的な効果を図ります。	下水道河川建設課 農業水産課 景観みどり課	市内全域の遊水機能を持つ水田等への補助面積

40	外来種を放すことによる生態系への影響などを広報紙やホームページ等で呼びかけるとともに、野生生物に対する接し方についての啓発を行います。	<b>環境保全課</b>	啓発回数
41	地球規模での生物多様性を考慮し、熱帯雨林の保全に資するため、市が行う土木・建築工事等に際しては、熱帯材の使用を自粛し、型枠や下地材にも引き続き適正な材木を使用します。また、民間の行う土木・建築工事等に際しても積極的な協力を引き続き指導します。	<b>環境政策課</b> 契約検査課 農業水産課 拠点整備課 スポーツ健康課 道路管理課 道路建設課 公園緑地課 建築課 下水道河川建設課 下水道河川管理課 教育施設課	熱帯材の使用量と全使用量に対する割合

## 2.2(2) 海岸の自然環境の保全

本市の貴重な自然環境のひとつである海岸の保全を図るため、植生の修復や海岸の浸食予防を進めます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
42	海岸の生態系に配慮した海浜植生の修復に取り組み、国・県との連携を図りながら、海岸侵食の予防対策を推進します。また、「茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会」と連携し、具体的な事業の推進を県に働きかけます。	<b>農業水産課</b> 景観みどり課	海浜植生・侵食の修復への取り組み回数及び海岸侵食防止対策による養浜量
43	「茅ヶ崎海岸ランドプラン」で定めた事業推進プログラムを自然環境に配慮した形で実行していきます。	<b>農業水産課</b> 防災対策課 安全対策課 産業振興課 都市政策課 景観みどり課 道路管理課 公園緑地課	進行状況
44	柳島地区の海岸は、多様な生物が生育・生息しており、今後も環境を保全していくことが大切です。この地区にある県立柳島キャンプ場を県から移管された際には、自然体験や野外活動を通じて健全な青少年の育成を図るとともに、自然環境を保全していきます。	<b>秘書広報課</b> 景観みどり課 公園緑地課 青少年課	協議状況

# テーマ3 資源循環型社会の構築

## 施策の柱

### 3.1 4Rの推進

### 3.2 地域資源を活かす地産地消の推進

本市では、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減のため、リデュース〈Reduce:ごみの排出を抑制する〉、リユース〈Reuse:繰り返し使う〉、リサイクル〈Recycle:資源として再利用する〉の「3R」を推進してきました。本計画では、さらにリフューズ〈Refuse:要らないものを買わない・断る〉を加えた「4R」を推進しますが、日々の生活においては、これにリペア〈Repair:修理して使う〉を加えた「5R」を考慮した行動も望まれています。

ごみの減量化には、まず、ごみの発生抑制に取り組むことが必要です。市全体のごみ発生量は近年減少傾向にあり、家庭から排出されるごみについても同様の傾向が見られるものの大きな削減までにはつながっておらず、さらなる意識啓発や既存の取り組みの推進と併せ、より効果的な対策が必要とされています。

平成21年度(2009年度)に行った家庭から出される可燃ごみの組成分析の結果を見ると、生ごみが最も多く全体の40%以上を、次いでプラスチック製容器包装類が約10%を占めており、これらを減少させることが大きな課題です。これらの減量化のためにも、レジ袋の削減や簡易包装の促進を図るとともに、市民にとって分かりやすい情報の提供と、特に子どもたちを対象とした環境教育の充実が必要です。また、分別収集方法の見直しを進めるとともに、ごみ処理の広域化による効率的な資源化の促進や食品残さの有効利用等も進めていく必要があります。

近年、輸送手段や保存技術の向上により、離れた土地で大量生産された農作物などが季節を問わず市場に多く出回るようになりましたが、その反面、食の生産現場と消費者の距離が遠くなり、地域農業の衰退、食品への不信感等の問題が生じています。地域の産業を活性化するとともに、食の安全の確保や輸送に伴う環境負荷低減、また「旬」を楽しむためにも、テーマ1重点施策⑭⑯(P.49,50)に挙げた市民参加による農業支援や耕作放棄地の再生による農産物の生産性向上と併せ、地域で採れたものを地域で消費する「地産地消」を推進していく必要があります。また、農地や海・河川の持つ環境保全機能を維持するとともに、地場産農水産物の供給の場を守っていくため、市民意識の向上や環境に配慮した農業の促進も重要です。

テーマ3では、資源循環型の地域を構築するため、(1)4Rの推進と、(2)地域資源を活かす地産地消の推進に取り組みます。

施策の柱  
3.1

## 4Rの推進

### 目標

- ⑨ 市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量を平成32年度(2020年度)までに603gにします\*。

【目標担当課：資源循環課】

\* 平成20年度(2008年度)時点での市民1人1日あたりの資源物を除いたごみの排出量は763gとなっています。

- ⑩ リサイクル率を平成32年度(2020年度)までに34.7%にします\*。

【目標担当課：資源循環課】

\* 平成20年度(2008年度)時点でのリサイクル率は18.1%となっています。

### 重点施策

#### ②①リフューズ(要らないものを買わない・断る)

マイバッグ推進運動を推し進め、不要なレジ袋及び過剰包装の辞退をはじめ、不要なものは「買わない」、「受け取らない」という生活様式が本市の文化として定着するよう啓発事業を展開します。

【施策実施担当課：資源循環課】

#### ②②リデュース(ごみの排出を抑制する)

ごみの排出状況や市民活動団体等の取り組み、「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会」におけるごみ減量に向けた協議の内容等を分かりやすく周知し、市民・事業者との情報共有を図り、行動改善を促進します。また、ごみ処理施設の見学にとどまらず、出前講座をはじめ特に子どもを対象とした学習の機会及び仕組みの充実を図ります。

事業者に対しても積極的に「ごみ減量・リサイクル推進店」制度\*への参画を

呼びかけ、簡易包装やばら売りの推進を図ります。

「一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」に基づき可燃ごみを減量するための施策を展開し、当該計画の中間目標年度である平成24年度(2012年度)に、それまでの可燃ごみ量を検証したうえで、必要な場合には可燃ごみの有料化の導入に向けて検討を行います。

【施策実施担当課：資源循環課】

---

### ㉓ リユース(繰り返し使う)

家庭用品の再利用を促進するため、関係各課と連携し「不用品登録制度\*」や「リサイクル品展示室の運営」の推進に努めるとともに、リサイクルショップの情報と併せて、リターナブルびん取扱店やリペアショップなどの情報も市内のリサイクル推進店情報の中に集約し、市民・事業者が発信することにより、資源の有効利用とごみの減量化を図ります。

【施策実施担当課：資源循環課】

---

### ㉔ リサイクル(資源として再生利用する)

びん・かん・ペットボトル・紙類・古布類の5品目に加え、容器包装プラスチックや剪定枝等、分別品目の拡充を図ります。食品残さについては、バイオガス化\*の検討と併せて、市民に資源循環をより身近に意識してもらえるよう、市民農園や家庭菜園を対象にコンポストの設置や利用を啓発する仕組みを構築し、実施可能な資源化施策の推進を図ります。

【施策実施担当課：農業水産課・資源循環課】

#### ●実施主体

○市 ○市民活動団体

○市民・事業者(マイバッグ持参の推進・呼びかけ、分別回収への協力、たい肥の積極的な利用など)

## ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
①リフューズ (要らないものを 買わない・断る)		レジ袋削減、簡易包装	ばら売り・ばら買いの促進
②リデュース (ごみの排出を 抑制する)		市民・事業者との情報の共有化、学習機会の充実	
③リユース (繰り返し使う)			リサイクル推進店制度の充実
④リサイクル (資源として再生 利用する)		分別品目の拡大、食品残さの資源化促進	

## 重点施策の推進を支え、補完する施策

## 3.1(1) 4Rの推進に向けた既存の取り組み等の継続

重点施策に挙げた4Rの推進に向けた取り組みと平行して、不用品登録制度\*等の既存の取り組みや、法令等に基づく取り組み等を継続して進めていきます。

施策番号	施策内容	市(担当課)	施策進捗指標
45	使用可能な生活用品の受け渡しを進める不用品登録制度(不用品バンク)について市民へ積極的に周知し、利用者の増加を図ります。	市民相談課	不用品登録制度の利用者数
46	リターナブルびんや詰め替え用容器を使用した商品、再資源化原料を使用した商品の積極的な販売・消費を促進するため、リサイクルに積極的に取り組んでいる事業者をリサイクル推進店として登録し、市民への情報提供を図ります。	資源循環課	リサイクル推進店数
47	市民農園及び家庭菜園の利用者を対象にコンポストの普及促進を図る仕組みの構築を進めるとともに、学校給食からの生ごみの減量化・資源化並びに児童のリサイクル意識の向上を図ります。また、生ごみ処理容器や家庭用電動生ごみ処理機の購入助成を継続します。	資源循環課	家庭用生ごみ処理容器/家庭用電動生ごみ処理機購入助成件数

48 茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムに基づき、設計段階や施工時における計画書の作成、工事現場での管理体制の充実等を引き続き実施するとともに、公共事業関連廃棄物の有効利用に努めます。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」に基づき、特定建設資材（コンクリート、木材、アスファルト等）のリサイクルを推進、促進します。	<b>建築指導課</b> 契約検査課 農業水産課 拠点整備課 スポーツ健康課 道路管理課 道路建設課 公園緑地課 建築課 下水道河川建設課 下水道河川管理課 教育施設課	公共事業関連廃棄物のリサイクル量／分別解体届出・通知件数
49 事業者が排出する一般廃棄物の減量化・資源化を図るため、一般廃棄物排出事業者に対する調査・指導を行います。	<b>資源循環課</b>	調査・指導件数
50 農業関連廃棄物の回収・再生利用を進めるため、引き続き農業用廃ビニール・廃プラスチック等の回収事業等を支援します。	<b>農業水産課</b>	農業用廃棄物の回収量

### 3.1 (2) 適正なごみの排出・収集・処理ときれいなまちづくり

資源の有効利用と、廃棄物処理に伴う環境負荷低減を図るため、分別の徹底をはじめとする適正なごみの排出・収集・処理を継続的に進めます。また、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」に基づき、ごみのポイ捨て等の防止に引き続き取り組むとともに、市民の意識啓発を図り、きれいなまちづくりを進めます。

施策番号	施策内容	市（ <b>主担当課</b> ）	施策進捗指標
51	「ごみの分け方・出し方」の配布、「ごみ通信ちがさき」の発行、講演会や施設見学会、学習会の開催、学校教育副読本の作成・配布等を引き続き実施し、市民の一層の意識向上を図ります。	<b>資源循環課</b> 環境事業センター	配布数／施設見学会、説明会等開催回数
52	ごみの適正な処理、ごみ減量化及び資源化の促進に関する意識啓発を図るため、自治会ごとに環境指導員を委嘱し、適切なおごみの分別方法やごみ集積所の管理等に関して引き続き指導していきます。	<b>環境事業センター</b> 資源循環課	不適正排出件数
53	三者協調型資源回収システムにより市民、資源回収者、市の三者が協力して、資源回収にあたり、資源の有効利用を進めていきます。	<b>資源循環課</b>	家庭から出る可燃ごみ量及び資源物量

54	事業系ごみの適正排出を指導するため、一般廃棄物収集運搬許可業者が環境事業センターへ搬入する際に、抜き打ち調査を実施し、一般廃棄物収集運搬許可事業者への指導を徹底します。	資源循環課	指導日数
55	「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」対象の4品目については、メーカーの製造者責任に基づいた法整備に伴い、市民や事業者に対する当該家電製品の適正処理に関する情報提供等を推進します。	資源循環課	情報提供回数
56	不法投棄の防止策として、パトロールの強化、不法投棄されやすい場所への警告看板の設置、県や警察との協力関係を強化して、速やかな原状回復を図り、不法投棄されにくい環境づくりに努めます。	環境事業センター	不法投棄件数
57	「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」に基づき、ごみのポイ捨てや落書き等に対する周知・啓発を実施します。	環境政策課	啓発回数
58	「地区清掃」の推進及び自治会や市民活動団体が行う美化広報事業(啓発用立て看板の設置等)、美化運動推進のための花いっぱい運動、美化清掃事業に対する補助を引き続き実施します。また、海岸美化のため「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」を引き続き実施します。	環境保全課	補助事業数
59	自らのごみは自らが処理するという意識啓発のため、「ごみ持ち帰り」啓発運動等を引き続き実施するとともに、積極的にPRします。	環境保全課	啓発運動の実施回数
60	海岸のごみを減らし、美化を進めるため、(財)かながわ海岸美化財団による海岸清掃を促進します。	環境保全課	清掃事業に係る負担金額、ごみ収集量

## 地域資源を活かす地産地消の推進

### 目標

- 11 生産者直売施設の数と登録している農業者数を、平成32年度(2020年度)までに4施設・60人に増やします\*。  
【目標担当課：農業水産課】  
※ 平成21年度(2009年度)時点の施設数と登録農業者数は、1施設・15人となっています。
- 12 学校給食における地場産農水産物の使用品目数を、平成32年度(2020年度)までに15品目に増やします\*。  
【目標担当課：学務課】  
※ 平成21年度(2009年度)時点の使用品目数は11品目となっています。
- 13 環境に配慮した農業に取り組む農業者や協力者を増やします。  
【目標担当課：農業水産課】

### 重点施策

#### ㊸地産地消の推進

地域資源としての地場産農水産物の生産と消費を促すため、学校給食において、地場産食材を使ったメニューの開発や、小売業、生産者との連携による地産地消の推進を図ります。また、市内における地産地消の取り組みやその方法等を市民や事業者によく紹介し、地場産農水産物・加工品の利用を促進します。さらに、関係機関と協力し、直売所など、地元の農水産物・加工品を地域住民と交流しながら販売する場の拡充を進めます。

【施策実施担当課：農業水産課・学務課】

#### ㊹環境に配慮した農業の普及促進

生物多様性\*を維持し自然環境に配慮した農業を推進するため、環境保全型農業\*に関する技術や事例等の情報提供を行うとともに、引き続き、有機栽培や減農薬栽培などの環境保全型農業\*に取り組む農業者への補助等を実施します。また、生物の生育・生息環境の確保や水質浄化の観点からも効果的な水田の冬期湛水\*について、試験的な導入も視野に検討を行います。

【施策実施担当課：農業水産課】

## ●実施主体

- 市 ○事業者（農業者、農協・漁協等関係団体）
- 市民・その他の事業者（地場産農水産物の積極的な利用など）

## ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
㊸地産地消の推進	学校給食及び企業での地場産農水産物の使用促進		
	地場産農水産物・加工品の直売所等の拡充		
㊹環境に配慮した農業の普及啓発	生産者・消費者への環境に配慮した農業に関する情報提供、支援策の推進		
	自然環境に配慮した農業の促進		

## 重点施策の推進を支え、補完する施策

## 3.2(1) 地域資源を活かした農水産業の推進

市内の農業・水産業の振興を図るとともに、農地や海の保全につなげていくため、地場産農水産物の消費拡大を図ります。また、地域の活性化も視野に、体験農業・漁業等の取り組みを進めるとともに、市内外に積極的に発信していきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
61	農業者や関係機関の協力による体験農業の実施や、地場産の野菜・果物などの収穫を体験し直接購入することができる観光農園をホームページ等で積極的に紹介し、茅ヶ崎市の農産物の消費拡大を図ります。	農業水産課 産業振興課	体験農業実施回数／参加者数
62	海を大切にしている意識を育むとともに、水産業の振興を図るため、地引き網や釣りなどが行われている茅ヶ崎海岸を観光資源として積極的にPRします。また、漁業協同組合との共同による漁業体験活動等を実施します。	農業水産課 産業振興課	漁業体験活動回数／参加者数
63	環境に配慮して生産された農水産物の神奈川ブランドとしての認定を検討し、市内外にこれらの情報を発信します。また、直売所、朝市、イベント等で販売します。	農業水産課	農水産物のブランド認定品目数

64	消費者と生産者の連携体制を構築し、個々の意欲的な取り組みを支援するために、市民、農業者、関連組織、市等の交流を図ります。	農業水産課	営農連絡会・みどりの仲間プラン意見交換会開催回数
----	--	-------	--------------------------

### 3.2(2) 環境に配慮した農業の普及啓発

農業に伴う環境負荷の低減と、環境保全への意識向上を図るため、環境保全型農業\*の推進や、農業者への指導等を継続して実施します。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
65	「茅ヶ崎市環境保全型農業推進方針」に基づき、引き続き減農薬や有機肥料による農業の推進に努めます。	農業水産課	啓発回数
66	たい肥等有機質資材や有機肥料による土づくり、化学肥料や農薬の適正使用・節減等による環境負荷低減に配慮した持続可能な農業を促進するために、農業者に対しての講習会を開催します。	農業水産課	講習会の開催回数／参加者数

## テーマ4 低炭素社会の構築

### 施策の柱

- 4.1 「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、  
「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進
- 4.2 交通行政における温室効果ガスの排出削減

近年、生物分布域の変化や農作物への被害、渇水・洪水リスクの増加など、地球温暖化により引き起こされているのではないかと考えられる問題が各地で現れつつあります。これらの中には、現時点では必ずしも地球温暖化が原因と断定できないものもありますが、今後、地球温暖化が進行することで、大きな影響が現れるのではないかと懸念されています。

茅ヶ崎市では、「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」や「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者・市が一体となって、地球温暖化防止に向けた取り組みを進めています。平成22年(2010年)には、茅ヶ崎駐車場に太陽光発電設備及び電気自動車用充電設備を設置し、電気自動車の普及促進を図るなどさまざまな取り組みを進めていますが、今後もこれらの計画に挙げる施策を確実に進め、エネルギー資源の消費に伴う環境負荷の少ない、持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいく必要があります。

また、本市でも、自動車利用の増加に伴い運輸部門の温室効果ガスの排出量が増加しており、今後の対策が必要となっています。平成13年度(2001年度)に策定された「茅ヶ崎市総合交通プラン」では、交通手段の使い分けによる自動車利用の抑制を目指しており、これまでに、コミュニティバスの路線整備、自転車駐車場の整備等を実施してきました。今後もこれらの取り組みを継続し、過度に自動車に頼ることなく移動できる環境づくりが必要です。

テーマ4では、温室効果ガスの排出による環境負荷を低減し低炭素化を図っていくため、(1)「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進と、(2)交通行政における温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

## 「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、 「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」の推進

### 目標

- 14 市域のCO<sub>2</sub>排出量を平成32年度(2020年度)までに約524千tCO<sub>2</sub>(平成20年度(2008年度)の約63%)にします\*。

【目標担当課：環境政策課】

※ 平成20年度(2008年度)は約849千tCO<sub>2</sub>となっています。

- 15 「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)」から1世帯・1事業所あたりのCO<sub>2</sub>排出量を把握し、前年に比べエネルギー使用量を削減できた家庭・事業者の数を増やします。

【目標担当課：環境政策課】

### 重点施策

#### ⑦情報発信・啓発活動の推進

家庭・事業所における自主的かつ効果的な地球温暖化防止の取り組みを促すため、市のホームページ、広報紙、啓発キャンペーン等のイベント、市民講座等を通じて、省エネや新エネルギー\*の利用に関する情報を定期的に発信します。

また、家庭における地球温暖化防止の取り組み方法やその効果を市民に発信し、それぞれの取り組みを推進するとともに、すでに取り組んでいる省エネナビ\*、「ちがさきエコシート(茅ヶ崎市環境家計簿)\*」などの省エネツールの利用を継続的に普及推進します。

事業所、特に中小企業における環境マネジメントシステムを実効的に普及させるため、積極的な情報の提供などにより、全市的な導入促進を図ります。さらに、市で導入した電気自動車や、太陽光発電システムを利用した電気自動車用急速充電器等を活用し市民意識の向上を図るとともに、事業者も含めたインフラ整備の促進を図ります。

情報発信・啓発活動の推進については、「茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会」、藤沢市・寒川町との2市1町湘南エコウェーブや環境市民会議「ちがさきエコワーク」\*等と連携し、効果的な計画の推進を図ります。

【施策実施担当課：環境政策課】

### ⑳家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援

家庭や事業所におけるトップランナー機器\*、高効率給湯システム\*等の省エネ機器や、太陽光・太陽熱利用システム等の新エネルギー\*利用設備、電気自動車などの導入・利用に対する補助金の給付等を実施し、省エネルギーの推進及び新エネルギー\*の導入拡大を図ります。

【施策実施担当課：環境政策課】

### ㉑市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入

行政活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出を削減するため、LED等の高効率照明器具や電気自動車の導入、夏季における緑のカーテンの実施、新たな施設の建設における太陽光・太陽熱利用システムの設置など、新技術を積極的に導入します。

【施策実施担当課：環境政策課】

### ●実施主体

- 市 ○神奈川県 ○茅ヶ崎市温暖化対策推進協議会
- 湘南エコウェーブ ○環境市民会議「ちがさきエコワーク」\*
- 市民・事業者(省エネ機器の導入など)

### ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
㉑情報発信・啓発活動の推進	省エネ、新エネに関する情報や、家庭における地球温暖化防止の取り組み方法等に関する情報の市民への発信		
	省エネツールや環境マネジメントシステムの普及		
	電気自動車・電気自動車用急速充電器を活用した啓発やインフラ整備の促進		
㉒家庭・事業所における省エネ機器等の導入支援	省エネ機器等の導入支援(随時)		
㉑市事業における省エネ機器・新エネルギーの積極的導入	エネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を削減する新技術の導入		

重点施策の推進を支え、補完する施策

4.1(1) 市民・事業者における取り組みの支援

市民・事業者における地球温暖化防止への取り組みを促進するため、意識向上を目指した啓発活動や自主的な取り組みへの支援を実施します。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
67	「茅ヶ崎市地域省エネルギービジョン」、 「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、茅ヶ崎市から排出されている温室効果ガスの排出実態を把握し、地球温暖化防止に向けた取り組みを実施します。	環境政策課	温室効果ガス排出量
68	省エネナビ、エコワットの貸し出しを通して、省エネ意識の向上と行動の拡大を図ります。また、設置した家庭や事業者の協力によりエネルギー消費状況をモニタリングするなど、市民参加による調査を実施し、市内におけるエネルギー消費実態を把握するとともに、市民・事業者の意識啓発を図ります。	環境政策課	省エネナビ、エコワットの貸し出し数
69	住宅団地等の建て替えに際する省エネルギーシステムの導入について、引き続き関係機関に要請します。また、事業者に対して省エネルギー診断サービスを紹介し、事業者の受診を呼びかけるなど、事業所における省エネ対策を促進します。	環境政策課	要請回数 導入数

4.1(2) 市における率直的な取り組み

地球温暖化防止に向け、市が一事業所として温室効果ガス排出量の削減に率先して取り組むとともに、温室効果ガスの吸収源であるみどり\*の保全や広域的な熱利用等、行政としての取り組みを平行して進めていきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
70	「茅ヶ崎市地球温暖化防止実行計画」に基づき、市の事務事業等の実施に伴って排出される温室効果ガスの排出量を把握し、茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステムの推進により、削減します。	環境政策課	庁舎内におけるエネルギー消費量

71	温室効果ガスの吸収源として、北部丘陵のまとまりのある豊かなみどりを保全するとともに、市街地においても公園・緑地の整備などによるみどりの保全・再生・創出に努めます。	<b>景観みどり課</b> 公園緑地課	都市緑地面積／ 緑被率
72	ごみ焼却施設で発生する熱エネルギーを有効利用します。	<b>環境事業センター</b>	廃棄物発電 電力量

## 施策の柱 4.2

# 交通行政における温室効果ガスの排出削減

## 目標

**16** 市民1人あたりの年間公共交通利用回数を平成32年度(2020年度)までに455.5回にします\*。

【目標担当課：都市政策課】

\* 市民1人あたりの年間公共交通利用回数：鉄道、路線バス、コミュニティバスの利用者数をその年度の人口で割ることにより算出します。

\* 平成20年度(2008年度)の市民1人あたりの年間公共交通利用回数は397.1回となっています。

## 重点施策

### ⑩乗合交通の利便性向上

自家用車利用を抑制し、交通に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、「茅ヶ崎市総合交通プラン」を踏まえ、バス路線網の構築、コミュニティバスと民間のバスの乗り継ぎ改善、バスの定時性確保など、乗合交通を利用しやすい環境づくりに努め、快適な公共交通機関ネットワークを整備します。

【施策実施担当課：都市政策課】

### ⑪徒歩・自転車利用の促進

歩行者の安全性を確保し徒歩での移動を促すとともに、自転車利用の利便性改善のために、道路の段差解消、自転車専用レーンの設置、自転車駐車場の確保を検討します。ちがさき方式レンタサイクル事業については、一定の成果が得られたため平成21年度(2009年度)をもって終了しましたが、継続利用の要望も多いことから、今後の事業継続実施に向けた検討を行っていきます。ま

た、サイクルアンドバスライドについては、施設の適正な維持管理を行い利便性の向上を図ります。

【施策実施担当課：安全対策課・都市政策課・道路管理課】

#### ●実施主体

- 市 ○交通事業者(バス会社など)
- 市民・その他の事業者(公共交通機関の積極的な利用、自動車の利用自粛など)

#### ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
⑩乗合交通の利便性向上	総合交通プランに基づく各種施策の継続実施		
⑪徒歩・自転車利用の促進	自転車利用の呼びかけ 徒歩・自転車利用環境の改善(段差解消、専用レーンの設置等)		

### 重点施策の推進を支え、補完する施策

#### 4.2(1) 自動車の走行に伴う環境負荷の低減

自動車の走行に伴う環境負荷の低減は、地球温暖化防止のみならず、大気汚染や騒音・振動の防止にもつながります。そのため、公共交通の利用やエコドライブの実施等を市民・事業者に働きかけるとともに、渋滞対策や環境配慮型道路整備、歩きやすいまちづくり等を進めていきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
73	公共交通機関の利用が可能な市民・事業者による公共施設への自家用車の利用を抑制するため、公共施設の駐車場の有料化を検討します。	企画経営課 施設再編整備課 財政課 用地管財課 文化生涯学習課 安全対策課 スポーツ健康課	検討状況/有料 駐車場数
74	自動車運転マナーに関する啓発用看板の設置等によるアイドリングストップや、急発進・急加速、空吹かし等をしないエコドライブの啓発・推進に努めます。	環境政策課 用地管財課	啓発回数

75	時差出勤の導入、ノーカーデーの実施、マイカー通勤の抑制、相乗りやカーシェアリングの促進等についての検討を進め、交通混雑の緩和を図ります。	<b>都市政策課</b>	取り組み状況
76	市は九都県市指定低公害車に加え、ハイブリッド自動車、電気自動車等の低公害車を積極的かつ継続的に導入します。	<b>用地管財課</b> 環境事業センター 警防課	公用車の低公害車導入台数
77	市民や事業者の低公害車の導入・利用を促進します。	<b>環境政策課</b>	啓発回数
78	公共交通であるバスについては、低公害化を図るため、関係機関に働きかけます。	<b>都市政策課</b>	取り組み状況
79	歩行者の安全性を確保し、住宅地内への通過交通の抑制を図るため、総合交通プランに基づき、一方通行や車両通行禁止などの交通規制の実施を警察に要請します。	<b>都市政策課</b> 安全対策課	交通規制等実施箇所数
80	歩行者、自転車等の安全性の向上を図る歩道整備を実施することにより、自動車依存から徒歩、自転車での移動への転換を促します。また、植樹帯の設置や道路整備後の残地を活かしたポケットパーク設置等、緑化にも努めていきます。	<b>道路建設課</b>	歩道整備延長
81	さがみ縦貫道路、新湘南バイパスの供用に伴う騒音や大気汚染等の環境負荷を低減するため、国に対し配慮を求める等の要請を行います。	<b>広域事業政策課</b>	国への要請回数

## テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

### 施策の柱

- 5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成
- 5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援
- 5.3 学校における環境教育の充実

本計画の確実な推進を図るには、職員の意識向上と率先的な行動も必要です。本市では、前計画の重点施策のひとつとして「庁内率先行動の発展的展開のための施策」を挙げ、市の環境マネジメントシステムに基づき目標達成に向けた努力を続けてきましたが、前計画に挙げた施策の中には進捗が見られないものもありました。環境問題はひとつの分野内だけでは解決されないものが多いことから、全庁的な職員の意識向上と情報の共有が必要です。また、地域の環境の状況を把握し課題を解決していくにあたっては、専門的な知識が求められる場合もあります。国や県などの専門的知識のある職員と連携するとともに、地域の状況に精通し環境に関する専門知識を持った職員、庁内横断的なマネジメント能力を持った職員の育成と、各課における専門知識の継承・蓄積が必要です。

近年、人々の環境に対する関心は高まりつつありますが、その一方で、市内の環境の状況や課題については、市民・事業者に十分認識されていない面もあります。市内では、すでに多くの市民や市民活動団体、事業者が環境に関する積極的な取り組みを行っていますが、それらについても十分周知されていない状況です。このような取り組みを積極的に支援し広めていくとともに、市民・事業者のさらなる環境意識の向上を図り、自主的な行動につなげていく必要があります。特に、未来を担う子どもたちへの環境教育は、本人の環境意識向上だけでなく、その効果が各家庭、ひいては地域全体へ普及していくことが期待できます。そのため、地域と連携した環境教育の充実を図るとともに、学校における取り組みを積極的に推進していくことが必要です。

テーマ5では、本計画に挙げた施策を確実に進め、実際に本市の環境の保全・再生につなげていくために、(1)本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成、(2)市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援と、(3)学校における環境教育の充実に取り組みます。

施策の柱  
5.1

## 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

### 目標

- 17 庁内における環境意識の向上を図るために、茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの周知啓発を徹底するとともに、生物多様性や地球温暖化問題に関する庁内での学習の機会を積極的に提供します。また、研修への参加、先進的取り組みを行っている自治体等への視察を積極的に実施します。

【目標担当課：環境政策課・景観みどり課】

### 重点施策

#### ③② 庁内の環境意識の向上

茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステムに基づき、庁内のさらなる環境意識の向上を図るとともに、環境配慮行動の率先的役割を果たすことにより、「環境先進都市茅ヶ崎」を目指します。また、環境保全に関するルールやガイドライン、環境の現況、既存の取り組みなど、環境に関する情報を行政内の全ての部署で共有します。

生物多様性\*については、関係課が連携し積極的に学習の機会を設け、職員への周知を図ります。

【施策実施担当課：環境政策課・景観みどり課】

#### ③③ 庁内における人材育成

知識や技術を取得するための研修、環境に関する先進的な取り組みを行っている自治体への視察等の実施を支援し、環境に関する専門的知識を有する職員を育成します。

また、施策推進のためのマネジメント能力を向上させるため、階層別職員研修のさらなる充実を図り、庁内横断的な施策をマネジメントできる能力を持った職員を育成します。

【施策実施担当課：職員課】

- 実施主体
- 市

●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
③②庁内の環境意識の向上		茅ヶ崎市独自環境マネジメントシステムの運用	
③③庁内における人材育成		専門的知識取得のための研修等への参加	階層別職員研修の実施

重点施策の推進を支え、補完する施策

5.1(1) 市における環境配慮の取り組みの推進

重点施策に挙げた庁内の意識向上や個々の人材育成と併せ、市としての環境配慮の取り組みとして、市独自の環境マネジメントシステムを推進します。また、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」に基づき、環境に配慮した公共工事を実施していきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
82	環境に配慮した製品等を優先的に購入する「グリーン購入」を引き続き推進します。	環境政策課 契約検査課	購入状況
83	市が実施する公共工事においては、「環境に配慮した公共工事実施マニュアル」に基づき、計画・設計段階から施工に至るまで環境負荷を低減するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施します。	環境政策課 契約検査課 農業水産課 拠点整備課 スポーツ健康課 道路管理課 道路建設課 公園緑地課 建築課 下水道河川建設課 下水道河川管理課 教育施設課	配慮状況
84	冷房の使用抑制による省エネルギー効果がある緑のカーテンの普及啓発に取り組みます。	環境政策課	公共施設での実施箇所

施策の柱  
5.2

## 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

### 目標

18 市民の環境意識の向上を図り、環境に関する活動への参加者数等を増やします。

【目標担当課：環境政策課】

### 重点施策

#### ③④ 意識啓発・人材育成

より多くの市民・事業者の「気づき」を促すため、市内の環境に関する情報や、市民活動団体・事業者・市等による環境への取り組みに関する情報等を、広報紙やホームページ、コミュニティ放送等を活用し積極的に発信します。

また、市民活動団体等との協働により、市民・事業者を対象とした環境に関する事業（環境フェア、里山はっけん隊！、こどもエコクラブ、環境市民講座、市内事業者の取り組みの見学等）をより充実させ、参加者の増大を図ります。

さらに、意識を行動に移すとともに、他の人へも広げていくことのできる人材を育成するため、社会教育などのさまざまな機会を捉えて、環境に関する講座等を実施します。実施にあたっては、環境意識啓発について先進的な取り組みを行っている自治体の事例も参考にします。

【施策実施担当課：環境政策課・社会教育課】

#### ③⑤ 現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援

市内の市民活動団体や事業者に対し、活動場所の確保、必要な機具の提供、参加者の募集、専門家の派遣、関係者間の調整等、効果的な支援を行います。また、広報紙やホームページ等を活用し、取り組みを市内外へPRする機会の提供や表彰制度などのインセンティブを設けることにより、これらの活動を促進するとともに、市民への普及と自主的な参加の拡大を図ります。

【施策実施担当課：環境政策課】

## ●実施主体

○市 ○市民活動団体

○市民・事業者（意識向上、環境教育・環境保全活動への参加、行動改革）

## ●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
③④意識啓発・人材育成			情報の内容及び発信方法等の改善、随時更新
			市民等を対象とした環境に関する事業の実施
③⑤現在活動している市民や市民活動団体、事業者による環境保全の取り組みの支援			必要な支援の実施、適宜見直し
			広報紙等での活動の紹介や表彰などによる活動促進

## 重点施策の推進を支え、補完する施策

## 5.2(1) 市民への情報提供や市民参加による意識啓発の推進

より多くの市民が、環境の現況や、自然を守っていくことの大切さを認識し、自らの行動に移していけるよう、市による情報提供や市民参加による調査等を実施し、継続的な意識啓発を図っていきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
85	コア地域の環境面での重要性を周知するため、自然環境の状況等について説明した案内板を各コア地域に設置し、環境教育・学習に役立てます。	景観みどり課	案内板の設置数
86	市民が自然に親しみ、生態系について関心を持ってもらうことを目的として、「里山はっけん隊!」、「身近な生きもの調べ」等の事業を継続して実施していきます。	環境政策課 景観みどり課	実施回数
87	みどりの維持管理のボランティアを育成するため、市内における市民活動団体等の協力のもと、市民や事業者に対して、下草刈りや枝打ち、落ち葉かきなどの実践活動による研修会を継続的に実施します。	景観みどり課	研修会実施回数
88	市民参加による二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )の簡易調査を継続的に実施するとともに、市民活動団体等が行っているNO <sub>2</sub> 簡易調査や簡易水質調査の支援も行っていきます。	環境保全課	調査への参加者数・団体数

89	家庭からの排水による水質汚濁の低減に向け、環境フェアや広報紙・パンフレット等を活用し、汚濁物質の排出を削減するための具体的対策に関する普及啓発活動を引き続き実施します。	環境保全課	普及啓発回数
90	日常生活によって生じる音や臭いにより周囲に迷惑をかけることのないよう、生活騒音や悪臭を防止するための啓発を実施します。	環境保全課	啓発回数
91	化学物質等の環境リスクに関する情報の収集・提供を継続的に推進し、化学物質のリスクコミュニケーションに努めます。	環境保全課	情報提供回数
92	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」や「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」に基づき、小型焼却炉等の小規模焼却施設におけるごみ焼却や野焼き（建設廃材等の焼却）等のみだりに行わないよう周知するとともに、ダイオキシン類等に関する正しい知識の普及に努めます。	環境保全課 環境政策課	指導件数

## 5.2(2) 事業活動に伴う環境負荷の低減

事業所からの排ガス、排水、騒音等への対策や、化学物質の適正管理等、事業活動に伴う環境負荷の低減について、引き続き法令等に基づく指導や情報提供を行っていきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
93	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく大気汚染物質の排出規制・指導を引き続き実施するとともに、処理施設の適切な設置や燃料の転換及び使用効率の向上などの指導も引き続き実施します。また、「悪臭防止法」に基づく発生源に対する規制・指導を行います。	環境保全課	指導件数
94	「水質汚濁防止法」や「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、排水に対する規制・指導を引き続き実施するとともに、未規制の工場・事業場における排水処理施設の設置を引き続き促進します。	環境保全課 下水道河川建設課	公共用水域関連 規制基準適合率
95	「土壌汚染対策法」や「水質汚濁防止法」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、新たな土壌汚染や地下水汚染を発生させないため、工場・事業場への規制や指導等を実施します。また、「水質汚濁防止法」に基づく地下水水質常時監視を行い、市内地下水汚染の状況把握に努めます。	環境保全課	地下水の環境基準達成率

96	工場、事業所等から「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく環境配慮書（化学物質の適正な管理に係る事項・化学物質の安全性に着目した環境への影響度（安全性影響度）の評価に係る事項）提出の際に情報提供や指導等を行うとともに、リスク低減化対策等の取り組みを継続的に推進します。	環境保全課	指導件数
97	厚木基地における夜間連続離着陸訓練等による米軍機の航空機騒音を低減するため周辺自治体と連携し、関係機関への適正な対策の要請に努めます。	広域事業政策課	要請回数／苦情件数
98	市民の共有財産である夜空の保全を図り、平穏で快適な生活環境を確保するため、「茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例」に基づきサーチライトの使用に関する指導等を行い、光害の防止に努めます。	環境政策課	指導件数

### 5.2(3) 環境に関する活動の支援

市内では既に多くの市民や市民活動団体等が積極的な活動を実施しています。市はこれらの取り組みを引き続き支援するとともに、連携を図っていきます。

施策番号	施策内容	市（担当課）	施策進捗指標
99	市民や事業者による取り組みを、広域的に普及させるため、環境市民会議「ちがさきエコワーク」をはじめとする市民活動団体の活動を引き続き支援します。	環境政策課 景観みどり課	市民活動団体の登録件数
100	「ちがさき市民活動団体ガイドブック」により、環境に関する市民活動団体の活動のPRを行うとともに、公益性のある自主的な取り組みに対する市民活動げんき基金を原資にした助成金の交付や団体の持つ専門性や先駆的な発想を活かした連携・協力に取り組んでいきます。	市民自治推進課	掲載団体数及び連携・協力事業数

施策の柱  
5.3

## 学校における環境教育の充実

### 目標

- 19 各学校と地域との連携による環境教育を充実させ、地域資源を活用した環境学習の回数を増やしていくとともに、スクールエコアクションの導入による各学校での環境活動を継続的に実践していきます。

【目標担当課：環境政策課】

### 重点施策

#### ③⑥地域と連携した環境教育

事業者や市民活動団体との連携により、農業や漁業等を体験できるプログラム、市民による環境保全・再生活動への参加など、コア地域などのフィールドや地域の人材を活用した包括的な環境プログラムをガイドブック(手引き)にまとめます。プログラムは、子どもたちが地域の環境を知り愛着を持つことをきっかけに、地球規模の環境問題にまで意識を広げられるよう、広い視野を持った内容とします。

さらに、市民参加による自然環境のモニタリング調査への子どもたちの参加を検討するなど、市内の環境のモニタリングと子どもたちの意識啓発を複合的に実現する仕組みへの展開を図っていきます。

【施策実施担当課：農業水産課・環境政策課・景観みどり課】

#### ③⑦学校における取り組みの支援

小中学校で環境に関する教育を推進し、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、スクールエコアクション(学校版EMS)\*を導入し、学校生活の中で環境活動を継続的に実践するための仕組みを確立します。

児童・生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動、事業者や市の取り組みなどを紹介できる機会を作り、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

【施策実施担当課：環境政策課・学校教育指導課】

●実施主体

- 市 ○学校・教職員 ○市民活動団体
- 市民・事業者(学校における環境教育への協力、家庭や地域への波及)

●スケジュール

	短期：H23～	中期：H26～(案)	長期：H29～(案)
③⑥地域と連携した環境教育	ガイドブック作成		ガイドブックの普及と掲載情報の更新
③⑦学校における取り組みの支援			スクールエコアクションの導入・見直し

重点施策の推進を支え、補完する施策

5.3(1) 学校における環境教育の推進

子どもたちの意識向上と家庭・地域への波及効果を目指し、特に学校における環境教育に焦点を当て、地域の自然環境に学ぶ体験学習や、太陽光発電施設等の学校への導入等、効果的な施策を実施していきます。

施策番号	施策内容	市(主担当課)	施策進捗指標
101	市内の樹林地や農地などの自然環境を、観察会等の調査体験活動の場とし、事業者や市民活動団体の協力を得て、自然環境教育に活用できるような情報提供を行います。	景観みどり課 農業水産課 環境政策課 学校教育指導課	学校への情報提供回数
102	環境教育の一環として、学校におけるビオトープの整備や屋上・壁面緑化、外周部の生垣化等を子どもたちと推進するよう努めます。	景観みどり課 環境政策課 教育施設課 学校教育指導課	取り組み校数
103	学校において、太陽光発電等の導入、省エネルギーや新エネルギーの推進、給食残さのたい肥化への協力など、環境負荷低減に向けた取り組みを行うことで、児童・生徒の環境に対する意識の向上を図ります。	環境政策課 資源循環課 教育施設課 学務課	取り組み内容／新エネルギーの導入件数

